

新潟県パートナーシップ制度利用者に利用可能な行政サービス等

【注意事項】

- ・この一覧表は、令和8年4月1日時点で利用可能な行政サービス等を記載しています。
 - ・この他、調整が整ったサービス等については、追加更新していきます。
 - ・各サービス等を利用するためには、パートナーシップ制度届出受領証等の提示のほか、各行政サービスの利用条件を満たす必要があります。
(詳細は各市町村にお問い合わせください。)
- 届出受領証等の提示が不要な行政サービス等の中には、新潟県パートナーシップ制度の利用の有無にかかわらず利用できるものを含みます。

●糸魚川市

No.	行政サービス等の内容	URL	届出受領証等の提示		問い合わせ先		備考
			必要	不要	担当課等	電話番号	
1	住民票の表記 (続柄を「縁故者」と表記可能)		○		市民生活課	025-552-1511	
2	軽自動車税の減免			○	税務保険課	025-552-1511	パートナーシップ制度利用の有無に関わらず、「障害者と生計を一にする」ことを確認するために、福祉事務所が発行する「同一生計証明書」の提出が必要
3	り災証明書の申請(災害等)			○	税務保険課	025-552-1511	世帯主と同居していれば提示を必要としないが、同居していない場合は、委任状が必要
4	保育園の入園申込	https://www.city.itoigawa.lg.jp/site/kosodate/1776.html	○		教育委員会事務局こども家庭課	025-552-1511	受領証等の提示により、保護者として申請可能です。また、パートナーも保育料の算定対象となります。
5	放課後児童クラブの利用申込	https://www.city.itoigawa.lg.jp/site/kosodate/1784.html	○		教育委員会事務局こども家庭課	025-552-1511	受領証等の提示により、保護者(生計同一世帯)として申請可能です。
6	小中学校の就学援助制度の申請	https://www.city.itoigawa.lg.jp/site/kosodate/2289.html		○	学校教育課	025-552-1511	対象の児童生徒の保護者(生計同一世帯)が申請できます。

新潟県パートナーシップ制度利用者に利用可能な行政サービス等

【注意事項】

- ・この一覧表は、令和8年4月1日時点で利用可能な行政サービス等を記載しています。
- ・この他、調整が整ったサービス等については、追加更新していきます。
- ・各サービス等を利用するためには、パートナーシップ制度届出受領証等の提示のほか、各行政サービスの利用条件を満たす必要があります。
(詳細は各市町村にお問い合わせください。)
- ・届出受領証等の提示が不要な行政サービス等の中には、新潟県パートナーシップ制度の利用の有無にかかわらず利用できるものを含まれます。

●糸魚川市

No.	行政サービス等の内容	URL	届出受領証等の提示		問い合わせ先		備考
			必要	不要	担当課等	電話番号	
7	小中学校の特別支援教育就学奨励費制度の申請			○	学校教育課	025-552-1511	対象の児童生徒の保護者（生計同一世帯）が申請できます。
8	県営、市営住宅への入居申込み	https://www.city.itoigawa.lg.jp/page/1526.html	○		都市建設課	025-552-1511	証明書等の提出に加えて、所得要件等の入居要件を全て満たすことが必要。
9	生活保護制度	https://www.city.itoigawa.lg.jp/page/1976.html		○	福祉事務所	025-552-1511	世帯全員が利用できる資産や能力、様々な社会保障制度の活用、親子や兄弟などの扶養義務者からの援助など、あらゆる努力をしても、なお生活ができないときに受けることができます。
10	犯罪被害者等見舞金（遺族見舞金）の支給申請		○		総務課	025-552-1511	パートナーシップ届出受領証明書が提示されれば、被害者との関係性を判断する資料として考慮されます。